

社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 平成23年度事業計画

1 基本方針

平成10年代後半から始まった障害者制度改革の流れは現在、新たな制度の構築に向け、障害者総合福祉法（仮称）等への道程が示されてはおりますが、社会情勢は先行き不透明な状況です。平成24年度には、診療報酬や介護報酬の見直しなども予定されており、医療、福祉経営に及ぼす影響が懸念されます。

こうした新法の制定や制度改革に向け情報収集に努め、引き続き利用者の皆様に安心してサービスを受けていただけるよう、検討、準備を進めてまいります。

一方、名古屋市においては市の外郭団体改革の取り組みが進められており、平成21年度には名古屋市において「外郭団体のあり方」が策定されました。この中で各団体は効率的、合理的経営を目的として経営戦略計画を策定し、それに基づく経営が求められています。

このような状況を踏まえ、事業団の現状と課題を分析し、これまでの実績に基づいて経営理念、経営方針、経営目標を明確にして、経営戦略計画を策定することといたしました。

平成23年度は、この経営戦略計画を具体的に実践するとともに、これまで培ってきた専門的な知識や技術、人材、関係機関との連携という経営資源を効率的に活用してまいります。

利用者の方々には、引き続き心の通いあいを大切にしたりハビリテーションサービスを提供して、その方が地域で自分らしく、尊厳を持って生活することができるよう支援してまいります。

平成23年度の事業展開にあたっては、次の事項を重点事項として取り組みます。

(1) 先駆的・先進的な事業の取り組み

センターを利用する方々の新たなニーズや、ニーズの変化を把握し、リハビリテーションに関する先駆的、先進的な事業に取り組むとともに、その成果を利用者、関係機関等に還元いたします。

その中で、新たなニーズとして、高次脳機能障害者に対する地域生活支援の必要性があります。

事業団では、民間助成金を活用し、高次脳機能障害者の地域での生活の定着を援助する生活適応援助者の効果的な普及方法の研究事業を、平成21年度から3カ年計画で行っています。これまで、全国8団体の協力を得て、生活適応援助者養成研修を行い、地域で生活する高次脳機能障害者への生活支援を試行してまいりました。

平成23年度は本研究の最終年度にあたるため、平成24年2月に研究報告会の開催を予定しており、これまでの研究成果を踏まえ、関係団体と協力しながら制度化へ向けた支援の必要性を関係方面へ働きかけてまいります。

(2) 関係機関連携及び情報発信の強化

総合的なリハビリテーションの必要な方が、より多くセンターを利用していただけるよう、関係する医療機関や施設等との連絡会議等に積極的に参加するとともに、関係機関への働きかけを行います。

また、施設退所後の方が、安心して地域へ移行し地域生活が円滑に維持できるよう、地域の関係機関等との連携を強化いたします。

さらには、市民の皆様はじめ外部への情報発信として、リハビリテーションに関する外部向け研修会、講演会を開催するなど、センターの機能、役割についてホームページやパンフレット等を活用した広報活動を行います。

(3) 現場力・人材力の向上と強化の取り組み

個々のニーズに適した専門性の高いサービスを提供し、当事業団の経営戦略方針で掲げている、中核性・先駆性・専門性を発揮、維持していくためには、高い現場力、人材力が求められます。今後の事業団内外の環境変化を適切に判断しながら、当事業団の専門性等をより一層高めていくため、事業団全体及び各現場において、より効果的で効率的な人材育成の方策を検討し強化を図ります。

(4) 新法の制定や制度改正に向けた対応

国においては、今後に向けて障害者福祉の総合的な法体系の整備を前提として障害者自立支援法の廃止の方向性が示されるとともに、それまでの間、平成24年4月から相談支援体系の整理、サービス利用計画作成費の対象者の拡大、地域における総合相談支援体制の整備等々を行うこととされております。

また、診療報酬や介護報酬体系の見直しも、平成24年度に予定されています。

こうした制度等の改正に向け、引き続き利用者の皆様に安心してサービスを受けていただくとともに、適正な経営を確保するため、情報収集に努め準備を進めてまいります。

2 総合リハビリテーションセンターの運営

附属病院、障害者支援施設（自立訓練、就労移行支援、施設入所支援）、補装具製作施設、福祉スポーツセンター等の各部門は連携して、障害者の相談から医療・訓練指導を経て社会復帰に至るまでの一貫したリハビリテーションの提供に努めるとともに、身体障害者更生相談所と一体的な運営を図ります。

（1）附属病院の運営

ア 運営方針

主に、脳血管疾患や脊椎脊髄疾患、外傷性疾患などの内科的・外科的疾患による後遺障害のある方を対象にQOLの向上を目指したリハビリテーション医療を実施します。

20年度から実施しているいわゆる脳卒中地域連携パスを活用し、今後も急性期病院との連携を図りながら、早期からのリハビリテーションを実施するとともに、市立大学病院とのさらなる連携を強化し、医師の派遣や患者確保に努めます。また、総合医療情報システムの安定運用のため、システムの運用や情報の保護・管理について強化していきます。さらには、利用者に必要なリハビリテーション訓練ができる実施体制の整備や高度医療機器の利用、入院患者への服薬指導や週休日リハビリテーションの継続実施など一層のサービス向上を推し進めます。

イ 主な事業内容 入院病床 80床

（ア）対象者

- ・ 身体障害者手帳を所持している方
- ・ 原則として主治医から紹介のあった方で、脳・脊髄・神経・筋・骨・関節・心疾患により障害のある方

（イ）主な業務内容

- ・ 医学的診断評価・内科的治療・外科的治療
- ・ 画像診断・生理検査・一般検査
- ・ 看護
- ・ 理学療法・作業療法・言語療法・心理療法
- ・ 医療ソーシャルワーク

（ウ）安全で信頼できる医療の提供

インフォームド・コンセントや院内感染防止、医療安全管理体制の強化を図ります。また、事業団のホームページで医療事故を公表し、病院運営の透明性を高めます。

（エ）関係医療機関と周辺医師会との機能連携

(2) 介護保険事業の実施

ア 運営方針

附属病院の通院患者など、利用者が要支援、要介護状態などとなった場合においても、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援する理学療法、作業療法などを行います。

なお、事業の実施にあたっては、医療部門を始め、センターの各部門と連携して、適切かつ効果的に実施します。

イ 主な事業内容

(ア) 通所リハビリテーション事業 通所定員 午前40人 午後40人

医師、理学療法士及び作業療法士等が、主として名古屋市内居住者を対象に、利用者の心身機能の維持回復を図るため、リハビリテーションを行います。

(イ) 訪問リハビリテーション事業

理学療法士等が、主として瑞穂区・昭和区居住者を対象に、利用者の居宅において、心身の機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーションを行います。

(ウ) 居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、主として瑞穂区・昭和区居住者を対象に支援します。

事業の運営に際しては、利用者が心身の状況や環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスや福祉サービスが多様な業者から総合的かつ効率的に受けられるようにします。

(3) 補装具製作施設の運営

ア 運営方針

身体障害者の自立を支援するための補装具について、応急的修理や、医療の過程で必要な治療用装具の製作を行います。また、各種福祉用具の試作・開発を行い、障害者の自立を援助します。

イ 主な事業内容

(ア) 補装具の製作・修理や使用訓練

(イ) 福祉用具の試作・開発

(4) 障害者支援施設の運営

ア 運営方針

施設は、利用者の意志及び人格を尊重し、常にその方の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとし、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう運営をします。

イ 主な事業内容

(ア) 自立訓練(機能訓練) 通所定員 40人

身体障害を有する利用者に対して、地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

(イ) 自立訓練(生活訓練) 通所定員 11人

精神障害を有する利用者(主に高次脳機能障害と診断された者)に対して、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等の必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

(ウ) 就労移行支援 通所定員 40人

就労を希望する65才未満の利用者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のため、必要な訓練、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

(エ) 施設入所支援 入所定員 50人

自立訓練又は就労移行支援の対象者で、生活能力により単身での生活が困難な方又は地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方に対して、入浴、排せつ又は食事の介護の提供、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

(5) 障害者生活支援事業の実施

ア 運営方針

在宅の障害者やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図るため、障害者生活支援事業として、「瑞穂区障害者地域生活支援センター」を運営します。

また、各相談支援事業者への支援、地域ネットワーク構築、障害程度区分認定調査及びサービス利用計画の作成を実施します。

イ 主な事業内容

(ア) 相談支援事業(指定、委託)

(イ) 障害者自立支援に関する情報提供や相談

(ウ) 在宅福祉サービスなどの利用援助

(エ) ピアカウンセリングの実施

(オ) 外出講座やお菓子作り講座等の社会生活力養成のための各種講座の開催

(カ) 関係機関との連携を図る「地域自立支援協議会」の開催

(6) 地域リハビリテーション事業の実施

ア 運営方針

身体障害者が地域で安心して快適な生活を自立して送ることができるよう、専門スタッフが訪問して、障害や介護者の状況などに応じた住宅環境の相談や指導を行います。

イ 主な事業内容

- (ア) 名古屋市障害者住宅改造補助事業に関する相談
- (イ) 日常生活用具その他福祉機器に関する指導
- (ウ) 日常生活動作に関する相談・指導、機能訓練

(7) 高次脳機能障害支援事業の実施

ア 運営方針

高次脳機能障害者の方々の安定した生活、社会参加を目標にして、医療から福祉、社会復帰支援までの一貫したサービスを提供します。

イ 主な事業内容

- (ア) 高次脳機能障害の特性を踏まえた、専門的な相談から、診断、評価、訓練、支援までの一貫した総合的なリハビリテーションサービスを実施します。
- (イ) 高次脳機能障害の特性を踏まえた生活設計などのマネジメント、および地域支援などを実施します。
- (ウ) 愛知県高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点機関の委託を受け、県域中核機関として、普及、啓発及び関係機関に対する研修などを行います。
- (エ) 学童期(15歳未満)の高次脳機能障害児に対する支援を関係機関や専門医との連携のもとに推進していきます。
- (オ) 民間助成金を活用して、増え続ける高次脳機能障害者の地域生活を専門的に支える支援者の養成を行います(平成21年度～23年度:研究事業)。

(8) 介助犬等相談・認定事業の実施

ア 運営方針

身体障害者補助犬法に基づく介助犬等に関する相談や、情報提供、認定等を行い、身体障害者の自立や社会参加の促進を図ります。

イ 主な事業内容

- (ア) 介助犬等に関する相談・情報提供
- (イ) 介助犬等の認定審査の実施

(9) 福祉スポーツセンターの運営

ア 運営方針

高齢者や障害者の健康づくりの増進のため、スポーツ活動の場を提供するとともに、高齢者のスポーツに関する相談、助言、指導及び開発・普及を行い、市民のスポーツ活動などを通じた地域コミュニティづくりを推進するため、各種の事業を実施します。また総合リハビリテーション機能と連携した障害者の社会復帰を支援します。

イ 主な事業内容

(ア) 高齢者スポーツ教室

60歳以上の健康な方を対象に、健康体操、太極拳、軽スポーツ、社交ダンスなど、各種のスポーツ教室を開催します。

(イ) シルバーフィットネス事業

60歳以上の健康な方を対象に、体力や健康状態を医学的に測定して、各自に適した運動、栄養、生活をアドバイスします。

(ウ) 体育館、多目的ホールなどの施設を貸し出し

(エ) 高齢者・障害者への運動に関する助言・指導

(オ) 保健師による健康相談

(10) その他の事業

ア 「リハビリテーション研究基金」については、基金の募集をあらゆる機会をとらえ積極的に実施するとともに、研究助成を引き続き実施できるよう努めます。

イ 福祉用具などの開発を促進するため、リハビリテーション工学分野において関係機関や民間企業などとの共同研究を引き続き推進するなど、リハビリテーションや身体障害者福祉に関する調査、研究の充実に努めます。

ウ 各部門における研究の成果を広く広報するため、研究紀要の編集・発行を行うとともに、学会発表等にも、積極的に取り組みます。また、外部の福祉施設などに参加を呼びかけ、研究発表会を実施します。

3 障害者スポーツセンターの運営

ア 運営方針

障害者スポーツの多様化するニーズに応えるため、専門的で継続的な指導に努めるとともに、障害者が自らの健康を増進し、スポーツを通じた社会参加により生活の質を向上できるような知識や技術の普及に努め、障害者スポーツの普及啓発を図ります。また、身近な地域でスポーツができるよう関係機関と連携し、事業の推進に努めます。

イ 主な事業内容

(ア) スポーツ教室

障害者を対象に、テニス(立位)、卓球、アーチェリー、水泳、みんなでうんどう等の各種教室や車いすテニス、ダンス等の種目別練習日を設けます。また、地域においてフライングディスク、ゴルフ等の教室も開催します。

(イ) 各種競技会の開催と全国大会への選手派遣

名古屋市障害者スポーツ大会をはじめ、障害者がスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障害者に対する理解を深め、社会参加の推進に寄与することを目的に各種競技大会を開催します。

(ウ) スポーツとレクリエーション

障害者・家族・ボランティア及び地域との交流を図り、相互の理解を深め、連携を進めるため、各種行事を開催します。

(エ) 医療スタッフによる医学的な相談・指導

障害者スポーツの医学的相談を始め、その他の専門相談を実施し、相談結果に基づいて必要に応じ、体育指導員と看護師が連携を図り、安全で無理のない指導を実施します。

(オ) 体育室、ボランティアルーム、会議室などの施設の貸し出し

(カ) 障害者スポーツ指導員の養成

(キ) ボランティアの登録と活動支援

4 なごや福祉用具プラザの運営

(1) 運営方針

障害のある方や身体機能の低下した高齢者の自立を支援し、介護者の負担を軽減するため、相談・情報提供機能の強化に努め、福祉用具や介護知識・技術の普及を図り、より利用者のニーズに応じていけるよう努めます。また、家族介護者教室及び高齢者住宅改修相談事業を実施します。

(2) 主な事業内容

- ア 福祉用具の展示、相談、販売・斡旋
- イ 介護実習・研修
- ウ 福祉用具の製作・改造
- エ リサイクル情報サービス
- オ 福祉用具などの普及啓発事業
- カ 家族介護者教室事業

家族介護者教室は、市内5カ所で要介護高齢者等の介護者を対象とし、介護技術の向上を図るとともに、介護者同士の交流を通じて心身の疲労の軽減を図るため、介護者教室を開催します。また、地域介護者教室の充実を図るため、身近な施設であるデイサービス施設等においても開催します。

キ 高齢者住宅改修相談事業

介護保険を利用する住宅改修について、身体状況、家族構成、家屋状況に応じた改修が行われるよう、利用者の住宅を訪問し相談・助言を行います。

ク 障害者ITサポート事業

身体に障害をもつ方を対象に、身体状況、使用する目的などに応じたパソコン等のIT関連機器の支援・相談を行います。

5 西部リハビリテーション事業所の運営

ア 運営方針

急性期の治療を終えた患者や障害者等を対象に、身近な地域で身体機能の維持・回復及び社会復帰のためのリハビリテーションを行うことができるようサービスを実施します。

イ 主な事業内容

(ア) 医療事業

診療及び理学療法士・作業療法士による身体機能の維持や日常生活の向上を図るためのリハビリテーションを行います。

(イ) 介護保険事業

通所リハビリテーション事業 通所定員 午前20人 午後20人

医師、理学療法士及び作業療法士等が、主として中村区・中川区居住者を対象に、利用者の心身機能の維持回復を図るため、リハビリテーションを行います。

訪問リハビリテーション事業

理学療法士及び作業療法士等が、主として中村区・中川区居住者を対象に、利用者の居宅において、心身の機能の維持回復を図るため、必要なリハビリテーションを行います。

居宅介護支援事業

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、主として中村区・中川区居住者を対象に支援します。

平成 23 年度一般会計・特別会計資金収支予算総括表

(単位：千円)

勘定科目		本年度予算額	前年度予算額	増減	
経常活動による収支	収入	医療保険収入	19,447	20,062	615
		介護保険収入	52,535	53,306	771
		受託事業収入	3,022,767	3,034,086	11,319
		補助事業収入	1,300	1,300	0
		経常経費補助金収入	680	540	140
		寄付金収入	15,350	14,240	1,110
		雑収入	13,974	11,980	1,994
		受取利息配当金収入	8,135	8,135	0
		経理区分間繰入金収入	513	513	0
		経常収入計(1)	3,134,701	3,144,162	9,461
		支出	人件費支出	1,886,742	1,893,068
	事務費支出		768,314	758,097	10,217
	事業費支出		473,273	468,183	5,090
	経理区分間繰入金支出		513	513	0
経常支出計(2)	3,128,842		3,119,861	8,981	
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		5,859	24,301	18,442	
よ施設整備等に よる収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	施設整備等支出計(5)	0	0	0
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0	0
財務活動による収支	収入	積立預金取崩収入	58,412	42,638	15,774
		財務収入計(7)	58,412	42,638	15,774
	支出	積立預金積立支出	71,060	69,923	1,137
		財務支出計(8)	71,060	69,923	1,137
	財務活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		12,648	27,285	14,637
予備費(10)		100	100	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		6,889	3,084	3,805	

前期末支払資金残高(12)	49,868	29,026	20,842
当期末支払資金残高(11)+(12)	42,979	25,942	17,037

収支総合計	本年度予算額	前年度予算額	増減
収入合計 (1)+(4)+(7)+(12)	3,242,981	3,215,826	27,155
支出合計 (2)+(5)+(8)+(10)	3,200,002	3,189,884	10,118
次年度繰越 (収入合計-支出合計)	42,979	25,942	17,037